



伊勢市議会  
から

しんせき

新型コロナウイルス感染症一般予防接種(65歳以上)が始まる  
令和2年5月19日(水) 伊仙クリニックにて

第69号

発行 伊仙町議会

〒891-8293

大島郡伊仙町伊仙1842

事務局 ☎ (0997) 86-3111

編集 議会広報編集委員会

印刷 株式会社美新印刷

## 令和2年第5回臨時会(12月17日～19日) 議案・審議・議決結果

議案番号	件名	議員名(議席番号順)													議決結果	
		杉山肇	牧本和英	西彦二	佐田元	清平二	岡林剛也	牧徳久	上木千恵造	永田誠	前徹志	明石秀雄	樺山一	美島盛秀		福留達也
議63	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	—	原案可決
議64	伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	原案可決	
議65	伊仙町辺地総合整備計画の一部変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	
議66	伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	
議67	伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	原案可決	
議68	令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第4号)	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	—	修正可決
議69	令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	
議70	令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	
議71	令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	
議73	令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	
議74	令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	
議75	令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第5号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	
議76	公立学校情報機器整備事業物品売買契約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決	

## 令和3年第1回臨時会(2月5日) 議案・審議・議決結果

同1	伊仙町教育長の選任	単記無記名投票による採決(賛成:7 反対:5 無効:1)												—	同意
議1	令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決

## 令和3年第1回定例会(3月9日～19日) 議案・審議・議決結果

議2	伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決
議3	伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決
議4	伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	—	原案可決



令和3年 第1回定例会

# 一般質問



杉山 肇 議員

## 義務教育就学児医療費助成事業について

**問** 当該事業に関し、支給までの流れ、年度ごとの給付実績を問う。

(子育て支援課長)

**答** 本事業は、平成31年度より開始し現在2年目となっている。対象は6歳から15歳までの児童を養育している保護者等となっている。支給までの流れとして、毎年度当初に申請書を

提出していただき、受給者資格登録を行う。登録した月より医療費助成が可能となり、資格者は医療機関の領収書を当課へ提出していただき、後日助成金を指定口座へ支給している。  
給付実績として、令和元年度助成延べ人数1,001名、助成総額約264万円。令和2年度2月末時点において、助成延べ人数1,191名、助成総額約332万円となっている。

**問** 今後も本事業を継続していく考えがあるのか問う。また、周知方法について、小中学生の保護者のみでなく、伊仙町として保護者負担軽減に努めていることを全町民へ周知すべきだと考えるがどうか問う。

(子育て支援課長)

**答** 令和3年度より、乳幼児医療から子ども医療へ変わり、非課税世帯が6歳から18歳まで拡充される。そのため本事業に該当する方々が子ども医療へ移行する可能性があるため、本事業に関する予算は若干減少していくと思われるが、引き続き継続していく。

周知については町広報誌3月号に掲載予定であるが、定期的な掲載と町ホームページ等を活用し全町民へ周知していきたい。

## 保護者の負担軽減を

**問** 現在、町内の小中学校において、学級費(副教

材費)、給食費、PTA会費、制服費、修学旅行費等の私費負担がなされている。日本国憲法第26条第2項には、「全ての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする」と明記されている。

このことから先般、教育長宛に「保護者負担経費軽減についての要望書」を提出したが、その後の状況について問う。

(教委総務課長)

**答** 教育委員会では、以前各学校より教材費等についての報告を受けているが、各学校、各学年、各学期によって違いがある。大規模校の平均で見ると、1人当たり3,000円×11か月×町内児童674名で約2,224万円となる。財源を伴うことであり、今後、内容を具体的に抽出し、検討委員会等において協議を重ねながら方向性を示し、保護者負担軽減に努めていきたい。

**問** 伊仙町では「子は宝」という位置づけで行政推進していると思うが、子育てに關しての負担軽減策の予算組は難しいのか問う。

(町長)

**答** 少子化が問題になっている中で、この多世代型社会保障ということの流れが出てきている。伊仙町においても十数年前から高齢者や町民の方々から子育て支援に投資すべきだという意見も出てきており、そのような形でこれまで住宅政策等を行ってきた。今後とも子育て世代のために積極的に取り組んでいきたいと考えている。





榊山 一 議員

**伊仙町一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)処理業務の新規許可取り消し訴訟について**

**問**

無管理浄化槽が多く、既存の1社では管理しきれないということで、新規業者への許可が出されたと聞いているが、この問題を解決するために新規許可ありきでなく、他の方法は考えたことがないのか問う。

例えば、浄化槽法により浄化槽の設置届を提出しなければならぬことや、無届で浄化槽を設置した場合、3か月以内の懲役または50万円以下

の罰金が科せられると法律で定められているが、関係機関と協議し、違反者に対し指導や処罰をした実績があるのか問う。

**答**

(町長)

近年の裁判では、議員が申したとおり違法な状態をなぜ町が指摘しなかったのかという部分で争点となった結果の敗訴であり、それに関しては町行政の失態である。そのような中で検討委員会を立ち上げ、今後同じことがないようにはしっかりと指導していく。

**答**

(きゅらまち観光課長)

町内の浄化槽管理に関しては、どれだけの浄化槽が設置されているのか、その中で何基が適正に管理されていて、何基が無管理なのか把握できていない状況であった。しかし現在、浄化槽の設置者に対して調査を行い、改善の命令書を発送し、回答を得ているところであり、管理者として非常に申し訳なく思っている。

**問**

無管理の浄化槽により、公共の排水施設(側溝)に排水が流出すれば、悪臭、ましてや伝染病の発症も起こりうる。早急に関係機関と協議し、徹底した行政指導を行わなければならない、ただ業者を増やしただけでは解決できない問題だと考えるがどうか問う。

今の議論がまさに裁判の中心であったわけですので、現在検討委員会を設置し、指導を行っていくように進めている。また、現在は両業者ともしっかりと管理を行っているようであり、それを再度確認していくことが、この裁判を続けてきたことへの結果、結論に繋がるよう努力していかねばいけないと考えている。

**問**

合併浄化槽(5人槽)の年間清掃管理費は約3万6,000円から4万円程度である。無管理浄化槽をなくすためには、高齢者等の年金生活者や低所得者の方に補助をするなど、前向きに考えていただきたいと思うが、町長の考えを問う。

これは町の行政にも大きな責任があるが、伊仙町は浄化槽設置率で県下最下位であるので、これから浄化槽の設置率を上げるためにも、新しい社会保障を伊仙町からつくり出していくことも可能であると思うし、前向きに補助制度についても考えていきたい。

**答**

(町長)

これは町の行政にも大きな責任があるが、伊仙町は浄化槽設置率で県下最下位であるので、これから浄化槽の設置率を上げるためにも、新しい社会保障を伊仙町からつくり出していくことも可能であると思うし、前向きに補助制度についても考えていきたい。

**問**

当該訴訟関連の支出金額(弁護士費用・裁判費用・職員及び町長旅費・町内浄化槽調査費用等)について問う。

**答**

(きゅらまち観光課長)

全ての裁判費用に係った経費が約741万円。旅費が約44万円。町内浄化槽の調査費用が約210万円。政策検討委員会における実態調査費用が209万円であり、全ての合計額として約1,204万円となっている。

**要旨**

これだけの税金を使っているという事を、ぜひ広報誌で町民へ周知していただきたい。また、1つの許可が原因となっていくつもの裁判が生まれている状況であり、今後はもっと慎重に行政運営を行っていただきたい。





上木 千恵造 議員

**役場庁舎の建替えについて**

**問**

基本設計業務に関し、これまで当町において実施事例の少ないプロポーザル方式を採用しているが、競争入札と比べどのようなメリットがあるのか問う。

**(総務課長)**

**答**

プロポーザル方式とは、建築設計を委託する上で最も適した設計者を選ぶ方式であり、メリットとして技術力、経験、プロジェクトに臨む体制など含めた提案書の提出を求め、公正に評価して設計者を選ぶことがで

き、本町に最も適した庁舎を建設することができると考えられている。

**問**

今後の庁舎建設のスケジュール等について問う。

**(総務課長)**

**答**

今回の基本設計業務については、令和3年2月末までの基本設計を取りまとめ、3月から実施設計に入ることとなる。

実施設計業務委託については、令和3年9月頃を目途に進めていく。その後、庁舎建設工事に1年半程度を要し、

令和4年度中に完成を目指して進めていく。

**問**

実施設計に入る前段階において、東部地区、中部地区、西部地区3か所での住民説明会を開き町民からも広くアイデア等を募集することはできないのか問う。

**(総務課長)**

**答**

様々な要望等に関して は、これまでワークショップの開催や基本計画の中で町民の声、役場の若手職員によるプロジェクトチームの中で出た要望等を取り入れている。今後、実施設計に入っていく段階で、基本計画とは違った部分が出てくることも想定されるため、模型等を用いて町民への説明会も開催していきたい。

**ゴミ焼却施設の建替え問題について**

**問**

現在稼働中である徳之ターは、耐用年数が過ぎ建替え時期となっているため、次期

建設候補地の選定作業中とのことであるが、現在の進捗状況について問う。

**(きよらまち観光課長)**

**答**

天城町が2月に地元説明会を開催し新設に関する同意を得ている。伊仙町においても3月に地元説明会を行い、現施設の継続使用、新設に関する同意を得ている。両町ともに地元同意を得ているため、正式に新設候補地としての誘致を目指しているものだと考え、今後それぞれの候補地のインフラ整備費用の見積り、地盤調査等を行い、広域連合議会において候補地が決定される。

もう一案として、基幹改良事業の導入も検討されている。建設されて15年が経過した現施設ではあるが、最終処分場、建屋等まだまだ使用できる状態であるため、延命化の手法を取り入れ、係る経費の削減を図ろうと計画している。

**(町長)**

広域連合の3町長も含めた管理者会議の中で、基本的には

多額の経費を要するものであるため、長寿命化という法律の下で基幹改良ということに補助事業が適用されることから、まずは基幹改良を行うことがベストではないかという合意形成は行っている。天城町に新設を行うにしても環境評価、土地の造成等を考慮すると7～8年は必要と考えられるため、まずは現施設を基幹改良し、使用しながら財政的なこともしっかり考えて今後の方向性を決めていくべきだと考えている。

**要旨**

天城町での新設となれば、周辺のインフラ整備、最終処分場を含めると、100億円程度の予算が必要であるとのことだが、伊仙町で新設するのであればインフラ整備等の必要はなく、そこまでの予算はかからないわけである。3町の財政状況を考えると、すぐに新しい施設を建設するのは難しいわけであり、是非3町譲歩しながら基幹改良の方向で進めていただきたい。



佐田 元 議員

**きゅらまち観光課における盗難事件について**

**問**

盗難にあった公金の詳細と事件の発生時期、経緯について問う。また、なぜ多額の現金を会計課へ引き継ぐことなく長期間課内に保管していたのか問う。

**答**

(きゅらまち観光課長)

事件発生時期は、令和2年10月1日夕刻の業務終了後から翌2日の午前零時頃。宿直員が午前零時の見回り時に当課の窓が開いているのを確認、事務所内を点検すると机の上で手持ち金庫が開いた状態であった。翌朝、

**問** 現金を徴収した場合の会計処理は、本来どのように扱うべきなのか問う。

(総務課長)

**答**

伊仙町財務規則第28条第3項の規定により、収入金を徴収したときは収入金領収簿冊を添え、会計管理者に引き継がなければならぬとされており、本件に関しても徴収後、速やかに必要書類を添えて会計課へ引き継ぐべきであった。また、出納時間は午後3時までとなっていたため、時間超過等により会計課へ引き継ぎができない場合には一時的に会計課金庫に保管し、後日速やかに会計管理者へ引き継ぐのが適切である。

**問**

公金の適正処理に関する町の対応について、今回の盗難事件を踏まえ、再発防止のためにどのような措置を講じたのか問う。

(総務課長)

**答** これまでも公金の取扱いや服務規律等につ

いては、課長会や全体朝礼において指導を行っていたが、今回の事件後、改めて公金の適正処理、休日出勤における宿直員への声かけ等を徹底するよう全職員へ周知した。また、職員が業務上で問題を抱えた場合にも同僚や上司に相談しやすい職場環境づくりに努めてまいりたい。

**問**

町長はこれまでの議会答弁において、「町の損失に関しては、町長に責任がある」と答弁されている。今回の事案が発生し、町長みずから伊仙町のトップとして我が身を削り、職員に指導すべきだと考えるが、今回の事案、そして現在町の外部団体でも使途不明金問題が発生していることだが、どのような責任を負うのか問う。

(町長)

**答**

これまでの20年間、このような事案があるたびに責任を感じ、自らの給与カット等も行ってきた。特にこの1年は頻発しており、そ

のことにに関しては職員も自身も緊張感が足りていなかった。今後いかにして再発防止に努めていくかを対策委員会等を設置し協議を重ねていき、今まで以上に真剣になつて取り組み、全職員に町民の公金を扱っていることの自覚を改めて肝に銘ずるよう強力に指導していかなければいけないと覚悟している。



きゅらまち観光課事務所



美島 盛秀 議員

令和2年第4回定例会の  
流会と第5回臨時会につ  
いて

**問** 令和2年12月8日開会  
の第4回定例会が流会  
となったが、町長の関与はな  
かったか。また、12月17日に開  
会した第5回臨時会では修正  
動議が議決され、19日の本会  
議では議案が撤回される等、  
執行部の不手際や失態で議  
会運営に大きな影響を与えた  
が、町長の認識を問う。

**答** (町長) 町長室において議員の  
方々が色々議論をし  
ていたが、あくまでも議員  
間のことであり、町長が議  
会の人事等に関して指導や  
意見する立場にないと考え

ている。

(総務課長)

12月17日開会の第5回臨  
時議会において、令和2年  
度伊仙町一般会計補正予算  
(第4号)を提案したが、  
その中で百菜損失補償費に  
関しての修正動議があり、  
結果として修正可決され  
た。修正された当該予算に  
関連した徳之島交流ひろば  
「ほーらい館」特別会計予  
算にも変更が生じたため、  
当特別会計補正予算を撤回  
し、改めて修正を行い、提  
案したわけであり、不手際  
や失態とは考えていない。

新型コロナウイルス対策について

**問** 新型コロナウイルスの接  
種計画はどのように進

められているのか問う。

(健康増進課長)

**答** ワクチン接種の準備  
は、県や関係機関と連  
携し、国のスケジュールに  
沿って進めており、現在優  
先接種である高齢者への接  
種券の発送準備を行っている。

医療従事者等の優先接  
種が3月8日から島内医  
療機関で開始されており、  
4月中旬以降から高齢者へ  
の接種を予定している。ま  
ずは、高齢者への接種を行  
い、次に基礎疾患を有する  
方等の順番で計画してい  
る。現在、接種対象者は16  
歳以上となっており、2回  
接種が基本、接種に係る費  
用は全額公費負担となり、  
自己負担はありません。

令和3年度施政方針と大  
久保町長の政治姿勢につ  
いて

**問** 「未来創生へ更なる飛  
躍、全ての町民が主役  
のまちづくり」がスローガンで  
あるが、5期20年を省み、検証  
した上で、伊仙町のトップリー  
ダーとしての資質があったの

か。また、政治倫理が欠如して  
いると思うが、町長の考えを問  
う。

(町長)

**答** 全ての町民というの  
は、老若男女を問わ  
ず、障害のあるなしにもか  
かわらず、全ての町民が活  
躍するまちづくりを目指し  
ていく。

2年前には、農福連携の  
シンポジウム行い、東京圏  
から軽度の知的障害者の  
方々が来島して馬鈴薯の収  
穫に関わったことや、今後  
アルコール依存症の方々も  
島に来て農業に関わってい  
ただくという計画も進めて  
いる。これは、福祉と農業  
が一体となった形で地方へ  
の移住を喚起していこうと  
いう政策であり、それは人  
口対策にも直結していく。  
そのことが、障害のあるな  
しに関わらず全ての町民と  
いうことであり、そのこと  
を起点として、まちづくり  
を行っていきたいと考えて  
いる。

**問** 平成21年10月、町長と  
して3期目の時に、「政  
争のまちから政策のまちへ」と  
のスローガンを掲げ取り組ま

れていたが、その後、町長自ら  
が政争のまちへ向かっていった  
のではないかと私は感じてい  
る。時代の流れで最近では若者が  
政治に興味を持ち出し、県知  
事には塩田知事、鹿児島市長  
には下鶴市長が誕生し、伊仙  
町にも世代交代が迫っている  
と私は考えているが、次期町長  
選挙へ出馬の考えはあるのか  
問う。

(町長)

**答** 郡内を見ても、安定し  
た政治ができた市町村  
は、6から8期まで首長を  
されていた方々がいる。そ  
の方々には本当に能力、指導  
力等あらゆる面において長  
けており、結果として人口  
も増やし、まちを発展させ  
てきたのは、そのリーダー  
だけだけでなく、職員や町民と  
心を一つにし一体となって  
政策を推進した賜物だと考  
えている。議員が指摘した  
とおり、私は欠点だらけで  
はあるが、今66歳、残った  
人生を次の伊仙町のため  
に、全身全霊を尽くし、本  
年10月の町長選挙に出馬し  
て本当に全ての町民が主役  
となるまちづくりの大きな  
一歩をつくり上げていきたく  
いと考えている。



西 彦二 議員

農業政策について

問

令和2・3年期の糖業が始まり後半となる。今期は台風被害や干ばつ等の影響も少なく、生産量は例年に比べ増産だと思われるが、生産見込み量、製糖終了時期について問う。

答

(経済課長)

今期の生産見込み量については、2月3日の生産見直し会議において上方修正され、伊仙町全体で6万224万トン、徳之島全体で18万2,350トンを見込んでいる。製糖終了については、現在のところ4月3日を見込んでいる。

問

令和1・2年期産のさとうきび生産農家に対し、町が実施したさとうきび増産推進事業及びさとうきび生産継続支援事業(各事業1トン当たり500円の助成金)によって、夏植えや資材購入など、農家にとっては大変喜ばしいことであり、また、今期の増産にも繋がったのではないかと考えられるが、当該事業を今後も継続していく考えはあるのか問う。

答

(経済課長)

さとうきび増産推進事業については、1トン当たり500円。さとうきび生産継続支援事業につ

観光振興について

問

第44回世界遺産委員会が本年6月から7月頃に開催予定となっているが、今後観光地等の整備や来島者の対応を町としてどう進めていくのか問う。

答

(きゅらまち観光課長)

6月から7月にかけて世界遺産登録の可否決定がなされる。決定後は、観光客、来島者の増加が見込まれる。ソフト的な対策として、観光ツアー客へのエコツアーガイドの養成・研修を奄美群島広域事

問

喜念浜の遊歩道やベンチ、展望デッキの老朽化が進んでいるが、改修予定等がないのか問う。

答

(きゅらまち観光課長)

ご指摘の箇所については、職員とともに現場を確認している。木造部分の階段はシロアリ等によって食害され、非常に危険な状態であった。腐食部分の撤去と新たにどのような対策をすればよいか検討中であり、瀬田海浜公園整備で使用したプラスチックウッド材であれば腐食にも耐えられるだろうという事で、現在課内において検

(町長)

討中である。展望デッキ、遊歩道についても、補修等で済むのか再度調査を行い整備していきたい。



ひび割れた遊歩道(喜念浜)

観光地の整備、宿泊施設、そしてエコツアーガイドの養成等進めていくが、今日の意見を踏まえて、喜念浜、阿権浜や鹿浦溪谷等、伊仙町も周遊コースとすれば多くの人を魅了する場所は十分にあると思う。そしてトレイルコースは、歩くということが非常に大事な観光コースになり、健康増進にもつながる。町全体が公園とまで言えるか分からないが、そのような基本的な方向性を持って今後世界自然遺産登録をチャンスとし、観光客の誘致を進めていきたい。



清 平二 議員

**町内にある危険箇所の早期改善を**

**問** 町内の危険箇所に関するハザードマップは作成されているのか。また、これらの改善計画について問う。

**答** (総務課長) ハザードマップは作成しており、令和2年3月に更新も行ってはいる。マップの記載事項としては、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、津波・浸水想定区域、避難所等、町道については、防災計画書に23か所を記載している。

**問** 令和3年度施政方針で、「老朽化した道路や架橋の補修工事を進めます」と

あるが、老朽化と危険箇所とどちらを優先するのか。やはり町民の命を守る政策が最優先されるべきであり、危険箇所の早期改善を実施していただきたいがどうか問う。

**答** (建設課長) 危険箇所が優先になるかと考えている。しかし資本整備事業については、老朽化した道路に対しての補助事業となっており、本事業は道路補修について事業を行っている。

令和2年度において国土強靱化計画を策定中であり、その中で危険箇所等についても、今後5年間にどこを優先するべきかを含め

計画を進めている。

**問** 各集落にある避難所の改修整備計画について問う。

**答** (総務課長) 各集落の避難所改修事業について、令和2年度より奄振予算を活用し実施しており、河地福祉会館、阿権福祉会館の改修工事を実施している。令和3年度においては、下検福生活館、東伊仙西宮農センターを奄振の前倒し予算で計画している。また、令和4年度以降については、築年数が古く緊急性の高い箇所や浄化槽設置がされていない箇所を優先的に先行し進めていきたいと考えている。

**有害鳥獣駆除及び対策について**

**問** 令和3年度施政方針で、「鳥獣捕獲従事者に対し研修会の参加費用や旅費等を補助し、捕獲技術の向上を図る」とあるが、もっと有効的な手段として、1頭当たりの報償費の値上げを行うべきだと

考えるが、検討されていないのか問う。

**答** (経済課長) 昨年度まで10名だった猟友会の会員が、今年度免許取得の一部を補助したことで、17名増え、合計で27名となっております。今後、伊仙町の有害鳥獣駆除についても、より一層効果が出るものだと考えている。また、報償費の値上げに関しては、徳之島3か町の担当課で足並みを揃えて進めている関係上、今のところ考えていない。

**要望** あと5,000円程度度報償費を増やすことができれば、農作物への被害が減少し、さとうきびの増産、農家所得の向上にもつながると思われるため、3町で協議し議会へ報告していただきたい。

**伊仙町糖業振興会における使途不明金について**  
**問** 経済課主幹の伊仙町糖業振興会において、使途不明金の問題が生じ、調査中とのことだが、課内の職員のみで

調査せず、第三者等を入れて調査を行う考えはないのか問う。

**答** (町長) 現在、経済課全職員で夜を徹し、あらゆる通帳、伝票等の確認作業を行い使途不明金の詳細について調査を行っている。今後、刑事事件や裁判等に発展する可能性があることから具体的な数字が確定したとしても公表することは難しいと考えている。

**答** (総務課長) 本事業については、民事・刑事の案件であり、今後庁舎内での調査を終えた段階で弁護士等を通じ、外部調査の必要性について判断していきたい。また、本事業が起きた要因として、やはり規律確保をする上で、管理職による通帳、印鑑等の管理監督の徹底が必要だったことや、各種規則や規定に関する認識の甘さがあったと言わざるをえないと考えておりますので、二度とこのような事故が起こらないようにシステムづくり、職員間の連携、チェック体制の強化を徹底していきたい。

## 令和3年第1回伊仙町議会定例会において

### 令和3年度伊仙町一般会計予算他5特別会計予算審査特別委員会

（一部抜粋※委員長報告につきましては、町ホームページ「会議録」をご確認下さい。）

去る3月9日の本会議において、当初予算審査特別委員会が設置され、「令和3年度伊仙町一般会計他5特別会計予算」を付託し、3月12日から17日までの4日間審議致しました。そのなかで、3月12日に、委員並びに議長を含む14名と事務局職員2名、執行部からは大久保町長が同行し、現地調査を行いましたので主な項目について報告いたします。

●1件目は、令和2年度繰越明許費となっている、「テレワーク環境・サテライトオフィス整備事業」について、旧農業高校4階校舎において、新型コロナウイルスの影響により都市部企業では在宅勤務の導入等、働き方改革を余儀なくされているのが現状であり、これまで取り組んできたサテライトオフィス事業の実績を活かし、魅力あるサテライトオフィス及びワーケーションの場を提供し、人、しごとの流れを加速させ、また住民に対しても、多世代向け学びの場、自主学习スペース等を提供し、児童生徒、UIターン者、女性高齢者に地域雇用の担い手としての人材育成を行うとのことでありした。

4階校舎は昭和50年に建築され、平成16年に耐震診断を行っているが、その後も老朽化が進んでいると考えられるため、今後も4階校舎を活用するのであれば、国土強靱化地域計画の中で、新たな耐震診断、耐震補強等の計画を盛り込み、実施するなど早急に対応するよう要望しました。



旧農業高校4階校舎

●次に、公営住宅建設事業の、西犬田布集落・崎原集落の建設予定地について、西犬田布集落に2棟4戸木造1階建、崎原集落に鉄筋コンクリート造、1棟4戸2階建を建設し、令和4年4月から入居を予定しているとの説明でありました。

西犬田布団地については、排水路が未整備なため、地方改善事業等を活用して排水路の整備も実施すると共に、両建設予定地周辺は、畑地帯であるためハブ対策等も実施するよう併せて要望しました。



住宅建設予定地（崎原地区）

●次に、観光拠点連携整備事業の、小原海岸遊歩道建設予定地について、本事業は奄振事業を活用して実施するものであり景観的にも素晴らしい断崖が続く、未開発で海域には天然のタラソ（潮だまり）などがあり、昔から多くの湯治客で賑わっていた場所でもあり、未知の自然に触れられるように整備するとの説明でありました。

落差約30mの滝や、東シナ海の荒波に浸食された、きこの岩など数々の奇岩も存在し、希少植物も植生している点などを考えたとき、先代が残した自然を破損しないように、環境省並びに徳之島自然保護協議会とも連携を取りながら慎重に整備を進めるよう要望しました。



住宅建設予定地（西犬田布地区）



小原海岸遊歩道予定地

●次に、令和2年度繰越明許費となっている、集落活性化推進事業の阿権前里屋敷改修について、阿権集落は観光地として琉球石灰岩を使用した長方形・多角型に加工された相方積みで南島特有の雰囲気を感じさせる石垣や、樹齢300年の歴史あるガジュマルなど観光名所として多くの観光客が訪れることから、前里屋敷を改修し、環境学習室・健康教育室等を整備し、集落住民の憩いの場・しまっこガイドの拠点・観光客も利用出来る場として整備を行うとの説明でありました。完成後の、維持管理については集落の方々との協議を重ね、なるべく集落には負担がかからないよう維持管理計画を立て持続できるよう要望しました。



阿権「前里屋敷」

●次に、庁舎建設事業費の新庁舎基本設計について、伊仙町の新しい拠点として、町民の皆さんが日常的に立ち寄って、親しく語れる憩いの場として整備を行うと共に、会議室や展示スペース・共用部は職員のみではなく、町民・観光客など誰でも自由に使えるスペースを設け、町民に寄り添いコミュニケーションが図れる庁舎を目指し、また10年後を見据えて中央公民館の移転・消防署の建替えを見越し、ほーらい館へつながるアクセス道路の計画等もなされているとの説明でありました。今後、東部・中部・西部と町民の皆さんにも新庁舎計画説明会などを開催するよう要望しました。



新庁舎建設計画説明会

議会の動き

令和3年第1回伊仙町議会定例会における諸般の報告(議長の動静)  
 動静期間: 令和2年第5回臨時会(12月19日)以降の分

月	日	行事名	場所
令和2年12月	23日	新庁舎建設ワークショップ	ほーらい館
	24日	議長就任挨拶及び徳之島三カ町議員大会打合せ	天城町、徳之島町
令和3年1月	9日	カムイヤキの森再整備に伴う自然と文化を伝えるツアー	カムイヤキの森
	13日	徳之島三カ町議会議員連絡協議会役員会	委員会室

月	日	行事名	場所
令和3年2月	5日	令和3年第1回臨時会	議事堂
	16日	第72回定期総会	鹿児島市
	19日	大島郡議長会、各種協議会	奄美市
令和3年3月	4日	議会運営委員会	委員会室
	9日	令和3年第1回定例会開会	議事堂

※ 掲載されている行事以外にも、各種協議会及び集落行事等にも出席しておりますが、予めご了承下さい。

次回の定例会は6月です!

※議会傍聴に関するお願い(新型コロナウイルス感染症対策)

令和3年第2回定例会は、6月8日(火)からを予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、伊仙町議会では議会傍聴について、次のとおり対応いたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 密集・密接を避けるため、傍聴を制限させていただく場合があります。
- マスク着用(※各自で持参)をお願いします。
- 手洗い、手指の消毒を徹底してください。(傍聴席入口に消毒液があります。)
- 咳エチケット、間隔を空けての着席にご協力ください。



※当日、熱(37.5度以上)のある場合や、体調不良(だるい、咳が出る等)の場合は傍聴をお控え下さい。

なお、第2回定例会におきましても、「YOU TUBE LIVE」でのライブ中継や録画映像をご覧ください。

詳しくは議会事務局までお問い合わせください。 電話 86-3111 (内線16番)



編集後記

梅雨である。気が付くと、家の前のサトウキビ畑が薄緑色になっている。「肥料不足かな?」と思っていたのだが、あつという間に圃場全体が稲穂のように黄金色に変色していた。そう、害虫カシヤコガネナガカメムシ(通称チンチバク)の被害である。情報によると今年は、例年に比べて多発しているらしい。「早くスミチオンを撒かねば」と思うものの、明日も雨、明後日も雨、来週も雨。どうしよう。参ったな。誰かよい方策があればご指南ください。

さて、今回の議会だより(2頁〜3頁)に令和2年第5回臨時会から令和3年第3回臨時会における議決結果が掲載されていますが、その中に「修正可決」という議決結果があるのにお気づきでしょうか? 「修正可決」とは、町長提出の原案(条例や予算)に異議がある場合、議会側で手直しをし、原案と修正案の2つを採決にかけ修正案の方が議決されることを言い、私が知る限り、この10年間の議決のほとんどが「原案可決」であったと思われます。そのため、町民からは「議会は町長の追認機関」と揶揄され議会不要論まで囁かれていたのですが、昨年からは「否決」「不承認」「修正可決」等が度々議決されるようになってきました。いうまでもなく議会の役割は、行政に対するチェック機能を町民に代わって果たす事であり、その判断は常に「町民にとって、有益か否か」で審査されるべきであると考えます。昨今の議決結果を鑑みると、「伊仙町議会もやっとなんか機能が果たせるようになってきたかな」と思っているのは私だけか? 町民の皆さんはどう、お考えでしょうか。

(文責 岡林 剛也)

議会広報編集委員会



- |      |      |
|------|------|
| 委員長  | 前 徹  |
| 副委員長 | 杉山 剛 |
| 委員   | 岡林 剛 |
| 委員   | 上木 千 |
| 委員   | 佐田 元 |